

令和9年度新規事業「カフェテリアプラン」導入について

現在、互助会会員管理システムの再構築及び電子申請システムの構築を進めており、令和9年4月からは新規事業「カフェテリアプラン」を導入する予定である。

導入に当たっては、幅広い世代の会員のニーズにあった福利厚生を提供するため、共済組合との棲み分けを考慮し、給付事業全体の集約を図る。

また、申請時における利便性の向上及び業務効率化を図るため、電子申請による運用とする。

1 カフェテリアプラン概要

会員の健康づくりや、リフレッシュ、自己啓発活動を応援するため、様々なメニューの中から自分にあったものを会員が自由に選択して、その費用を一定の範囲内で助成する。

2 カフェテリアプラン導入による給付事業の見直し方針

- (1) 若年層を含む幅広い世代へ還元できる給付制度とする。
- (2) 会員の申請手続きにおける利便性を考慮する。
- (3) 各所属事務及び互助会事務局の業務効率化を図る。

3 スケジュール・給付内容（案）

- (1) 請求受付期間（令和9年度） 令和9年7月～令和10年1月中旬
- (2) 対象メニュー 健康増進、余暇活動、その他自己啓発など
(例 スポーツ活動・用品、健康診断、予防接種、宿泊施設、レジャー、文化・芸術活動、書籍、自己啓発等)
- (3) 給付上限額 1人あたり 1万2千円/年
※「リフレッシュ助成」として、会員期間10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年の会員には給付上限額に1万円を追加する。

4 請求方法

- (1) 請求は電子申請とする。（事前にマイページの登録が必要）
- (2) 請求は会員1人につき年1回とし、次年度への繰り越しは行わない。